

平成24年 3月 1日

都道府県消防協会会長 殿

日本消防協会地震等防災対策委員会

委員長 秋田治夫

(財)大阪府消防協会会长)

謹啓

県下消防の益々の発展のため、日夜ご尽力頂いていることに対し深く敬意を表します。

さて、当委員会において日本消防協会として提出する「東日本大震災後の我が国消防のあり方に関する意見」の案につき協議いたしました際、消防団が、災害時に県内あるいは他県の隣接地域等に応援出動することについては、あらかじめ相互応援協定を締結するとともに、必要な資材を確保して出動体制を整えておき、災害発生時に速やかに出動できるようにしておくことが望ましいということで意見が一致いたしました。

すでに各地でこのような取組みをされていると存じますが、東日本大震災の経験等を踏まえながら、それぞれの地域の状況に応じ、必要な時は消防団による相互応援が適切に行われるよう、体制づくりについてご高配を頂きますようお願いいたします。

変わりやすい時候がつづきますが、益々のご健勝ご活躍をお祈りいたします。

謹白

日消協発第350号
平成24年6月29日

各都道府県消防協会事務局長 殿

財団法人 日本消防協会
業務部長 秋山昭二
(公印省略)

消防団の相互応援協定（参考例）の送付について

時下益々ご清栄のこととお喜び申しあげます。

平素、当協会の運営につきましては特段のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年2月に決議した「東日本大震災後の我が国消防のあり方に関する意見」において、比較的近接した地域への消防団の応援出動について触れるとともに、地震等防災対策委員会委員長から消防相互応援協定の締結等、応援体制の整備について呼びかけがされております。

すでにこのような相互応援協定を締結している地域も多いとは存じますが、相互応援協定の例があれば参考にしたいという声がありますので、別紙の参考例を送ります。今後の体制整備の中で必要があれば、これもひとつの参考にして頂くよう、管下消防団への周知方よろしくお願ひいたします。

【担当】

財団法人 日本消防協会
業務部 富塚
電話 03-3503-3058
FAX 03-3503-1480
E-mail tomizuka@nissho.or.jp

【消防広域応援協定（参考例）】

〇〇地域消防広域応援協定

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、〇〇地域内の消防（消防団を含む）の相互応援について必要な事項を定め、〇〇地域内において大規模な災害、特殊な災害等が発生した場合で必要がある時は地域内の消防が相互に応援出動することにより、被害を最小限にとどめることを目的とする。（注1）

（区域）

第2条 この協定に基づく相互応援はA市、B町、C町、D村の区域において実施するものとする。（注2）

（応援出動の対象とする災害）

第3条 この協定に基づく応援出動の対象とする災害等は、次に掲げる災害等のうち、応援が必要なものとする。

- (1) 地震、津波、風水害、その他大規模な災害
- (2) 大規模な林野火災、市街地火災、高層建築物火災、危険物火災等の特別な火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模な救急救助が必要な事故

（応援出動の決定）

第4条 前条に規定する災害等が発生し、この協定に基づく応援出動を求める必要があると判断した市町村の長は、A市の市長に対し、この協定に参加した市町村（以下「地域内市町村」という。）の消防応援を求めるものとする。

2 A市市長は、A市のほか地域内市町村で応援出動が適当であると考えられる市町村の長に対し、応援出動を要請するものとし、要請を受けた市町村は自らの地域内の消防活動に支障がない限り要請に応えて出動するものとする。ただし、災害等が発生した市町村において災害等が大規模であること等のため応援を要請することができないと考えられる時は、要請がない場合であっても、A市市長の要請又は地域内市町村の長の判断により応援出動するものとする。

3 前項の規定に基づく応援を要請する時は、できる限り次に掲げる事項を明らかにして電話、FAX、メールなどにより要請するものとする。

- (1) 災害等の内容、場所、被害等の状況
- (2) 応援を希望する活動の内容、人員、機械器具、消火薬剤等
- (3) 応援隊の受入れ地及び活動場所
- (4) その他必要な事項

4 応援出動した地域内市町村は、応援隊の人数など応援の内容をA市に通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき応援を受ける市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、次の区分によりそれぞれ負担するものとする。(注3)

(1) 機械器具の燃料、軽易な修理の経費、応援隊員の給料・手当等の経常的な経費は応援側の負担とする。

(2) 機械器具の大規模な破損、応援隊員の死傷に伴う災害補償等の異例な経費については協議のうえ決定する。

(3) その他の経費は、原則として受援側の負担とする。

(応援隊等に関する情報)

第7条 消防団を含む出動可能な応援隊に関する情報は、できる限りA市において集約し、地域内市町村が共有するよう努めるものとする。(注4)

(委任)

第8条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関し必要な事項は、参加市町村の消防長及び消防団長が協議して定める。

(改廃)

第9条 この協定の改廃は、参加市町村の長が協議して定める。

(注)

- 1 常備消防と別に消防団のみの相互応援について定める場合もあり得るが、その場合は、「消防（消防団を含む）」を「消防団」とする。
- 2 例えば、県内全域あるいは隣接県内の地域を含むような、より広域の区域で応援協定を締結する場合は、「代表市町村」のような形で中心とする市町村をあらかじめ定めておくこと、その区域内をさらにいくつかの区域に分けて、第1順位の応援出動はそれぞれの区域内とすることなどのケースに応じた規定の仕方があり得る。また、「代表市町村」が被災した場合なども想定し、「代表市町村」の代理となる市町村をあらかじめ定めている例もある。
- 3 経費の負担区分については、協議のうえ、より詳細な区分をあらかじめ定めている例もある。
- 4 締結した協定の内容、応援隊に関する情報は、県の消防防災担当部局に通知し、県とも連携がとれるようにしておくことが適当である。また、地域内市町村においては、日頃から応援に関する情報を共有するよう連携に努めることが望ましい。